

丹波篠山市環境保全条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の趣旨

丹波篠山市環境保全条例施行規則（以下「施行規則」という。）で規定していた牛、豚、猪、鶏の家畜等を一定数以上飼育する場合の規制距離基準及びその例外規定を明確にするため丹波篠山市環境保全条例（以下「条例」という。）で規定する。

2 改正の概要

「条例第 29 条第 2 項」（指定家畜飼養施設設置）を新たに追加し、規制距離等を条例で規定する。改正概要は下記のとおり。

- ① 施行規則で規定していた「指定家畜飼養施設」の設置にかかる距離規制基準を条例第 29 条第 2 項（別表含む）で規定する。なお、距離規制基準に変更はない。
- ② 施行規則では、距離規制の例外規定を設けていたものを、一部改正し条例で規定する。
 - ・ 例外対象となる施設
「増設」を「設置（改築を除く）」に改正
 - ・ 例外となる要件
「近隣住家及び地域の代表者の同意があるとき」を「近隣住家及び地域の代表者の同意があるとき、又は市長があらかじめ丹波篠山市環境審議会の意見を聴いた上で生活環境を侵害しないと認めるとき」に改正

別表（第 29 条関係）

| 家畜等の種類 | 頭数・羽数 | 近隣住家からの距離 |
|---|----------|------------|
| 牛 (生後 12 月以下のものの数は実数に 0.5 を乗じたものとする。) | 10 頭以上 | 50 メートル未満 |
| | 30 頭以上 | 100 メートル未満 |
| 豚・猪 (生後 2 月以下のものの数は実数に 0.2 を乗じたものとする。) | 20 頭以上 | 50 メートル未満 |
| | 30 頭以上 | 100 メートル未満 |
| 鶏 | 500 羽以上 | 50 メートル未満 |
| | 1000 羽以上 | 100 メートル未満 |

3. 施行期日

公布の日から施行する。